

第13次千葉県鳥獣保護管理事業計画（案）の概要

（アンダーラインは国の基本指針変更を踏まえた12次計画からの修正点）

自然保護課

I. 計画の位置づけ

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第3条の規定により、環境省が策定した「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）に即して、同法第4条に基づき知事が定める鳥獣保護管理事業の実施に関する法定計画である。

「第12次計画」の期間（H29.4.1～R4.3.31 5年間）満了に伴い、12次計画を継承しつつ、新たな基本指針及び本県の実情をふまえた修正を行い、「第13次千葉県鳥獣保護管理事業計画」（以下、「13次計画」という。）を策定する。

II. 計画期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

III. 概要

2. 鳥獣保護区等に関する事項

（1）鳥獣保護区

- ・新規指定なし
- ・35か所（26,556ha）を再指定（うち特別保護地区：4か所288ha）

（2）休猟区

引き続き、指定しない

（3）その他

鳥獣保護区内のイノシシ等の被害を防止するため、法に基づく「狩猟鳥獣（イノシシ等を除く）捕獲禁止区域の設定」を検討することについて新たに追記

3. 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

ヤマドリの放鳥については、定着率が低く、個体の確保が困難であることから、事業のあり方について廃止も含めて検討する。

4. 鳥獣の捕獲等及び鳥獣の卵の採取等の許可に関する事項

捕獲等の許可を行うに当たり、捕獲目的に応じて許可基準等を設定する。

特に次の点を新たに追記する。

- ・ICTを活用して許可捕獲を行う場合の見回りのあり方
- ・許可捕獲従事者への防疫措置
- ・外来鳥獣を捕獲後に放獣しないこと
- ・国有林野庁職員が国有林等でイノシシ、シカ、キョンの許可捕獲（わな）を行う場合、狩猟免許を不要とすること

5. 特定猟具使用禁止区域等に関する事項

銃猟に伴う危険を防止するため、静穏を保持するため、レクリエーション等の入林者が多い場所、住宅集合区域の周辺等について指定を行う。

118か所（66, 621ha）を再指定

6. 特定計画の作成に関する事項

引き続き、ニホンザル・ニホンジカ・イノシシについて、第二種特定鳥獣管理計画を作成する。

7. 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

保護・管理対策上重要な種（現在、サル、イノシシ、キョンなど8種）については、分布状況を調査し鳥獣生息分布図を作成しており、この対象にコブハクチョウを加える。

8. 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

（1）鳥獣行政担当職員及び鳥獣保護管理員

鳥獣保護管理員の定員を106名（※）に見直し、鳥獣保護区等の管理、狩猟取締りを実施する。

※ 会計年度任用職員制度の導入に伴い、令和2年度に119名から減となっている

（2）保護及び管理の担い手の育成

鳥獣による農林産物等への被害が高止まりしているため、引き続き地域の捕獲の担い手の確保及び育成を図る。

- ・わな猟免許の取得を促進するとともに、鳥獣被害対策実施隊等を活用して、被害を地域で解決するための体制づくりを推進する。
- ・認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保を図る。
- ・地域の実情・必要性等を踏まえ狩猟免許試験を開催する。
- ・狩猟に興味はあるが始め方が分からない方を対象にハンター養成講座を開催する。
- ・わな猟免許取得者の技術向上を図るための研修を実施する。

（3）鳥獣保護管理機能の強化について

有害鳥獣対策に特化した班（鳥獣対策班）を令和元年度に設置したことから、13次計画ではその機能強化について検討することとする。

9. その他

豚熱や高病原性鳥インフルエンザ等感染症への対策（関係機関との連携、地域住民への啓発など）について追記